

個人番号導入への対応と外国人の氏名管理

- I. 番号制度の概要 P. 1
- II. 基礎年金番号と個人番号の紐付け . . P. 4
- III. 番号制度導入後の記録管理 P. 7
- IV. 外国人の氏名管理について P. 10

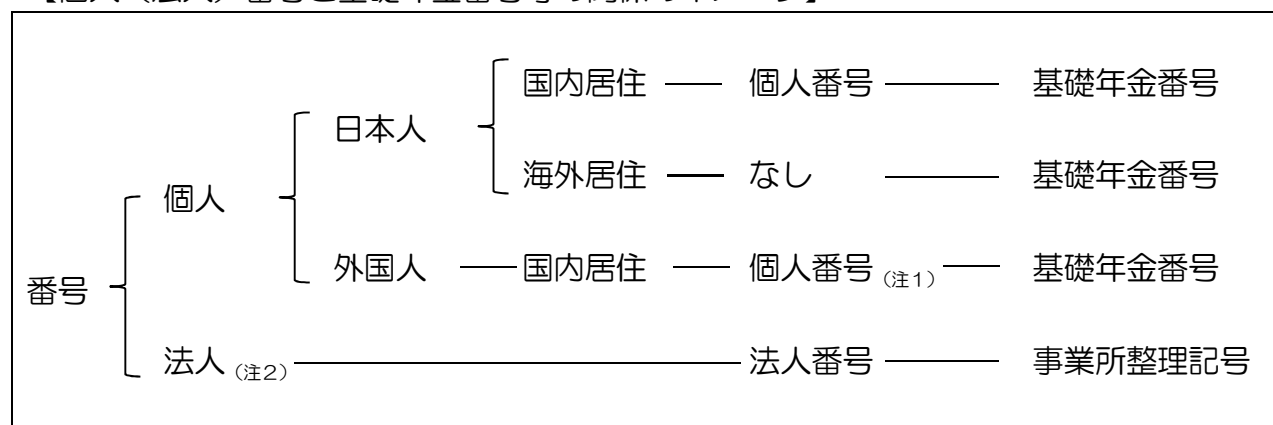
(	平成25年11月26日
	日本年金機構 品質管理部

I. 番号制度の概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）」に基づき、平成27年10月以降、住民登録を基に、国民一人一人に「個人番号」を付番することとされており、機構においては、「基礎年金番号」と「個人番号」を紐付けたうえで、各種手続きに利用することとしている。

番号制度においては、情報提供ネットワークシステムを用いて、行政機関等が個人番号をキーとして情報交換を行うこと（情報連携）により、国民が社会保障や税に関する諸手続きを行う際の負担の軽減を図ることが大きな目的とされており、国対国が平成29年1月、国対地方自治体が平成29年7月の開始とされている。

【個人（法人）番号と基礎年金番号等の関係のイメージ】



（注1）短期在留外国人には個人番号が付番されない。

（注2）法人番号の検討状況については、10月31日の委員会で報告済。

1. 番号制度導入時の機構の対応

基礎年金番号をキー情報とした現行業務を基本とし、新たに構築する「個人番号管理システム」において、基礎年金番号と個人番号を紐付けることにより相談や届出に対応することとしている。

2. 個人番号を用いた届出

番号制度導入後、現在、基礎年金番号を用いて届け出ている手続きについては、個人番号を用いた届出とし、海外居住者など個人番号を保有していない者についてのみ基礎年金番号を用いた届出とすることを基本としている。

3. 個人番号による本人確認

(1) 本人確認の方法については、個人番号カードの提示を受けることなどが番号法に規定されており、その具体的な方法に関しては、政令、省令により定められることとされている。

※政令、省令の規定については、現在政府部内で検討中である。

(2) 年金業務における個人番号による本人確認については、上記のとおり番号法令上の規定に基づき実施されることとなるが、現時点では、下記の方法で行うことを検討している。

(厚生年金)

事業主が機構への届出義務を負うが、その際、番号法に基づき、本人から提示された個人番号カードなどにより事業主が本人確認を行う。

(国民年金)

本人が市町村を経由して機構に届出を行うが、市町村の窓口において、番号法に基づき、本人から提示された個人番号カードなどにより市町村職員が本人確認を行う。

(電話相談)

本人が電話で年金相談を行う際は、個人番号を申し出させるとともに氏名、住所、生年月日などを合わせて聞き取ることによって機構職員が本人確認を行う。

※現在も基礎年金番号、氏名、住所、生年月日などの申出により本人確認を行っている。

[参考]番号法

(本人確認の措置)

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

※政令、省令については、現在、政府部内において検討中

4. 年金記録の適正管理の観点から見た個人番号の導入によるメリット

○資格取得届の提出時に、氏名、生年月日、性別等による名寄せではなく、個人番号で突合を行うことにより、確実に年金記録の持ち主を特定することができる。

○住民登録に基づく個人番号を利用して、住民票上の氏名、生年月日、性別等を確認できることにより、虚偽の届出を防止することができる。

5. システム稼働予定

○平成28年1月～（1次稼働）・・・個人番号による相談・照会業務対応開始

○平成29年1月～（2次稼働）・・・基礎年金番号に代えて個人番号による届出受付開始

Ⅱ. 基礎年金番号と個人番号の紐付け

個人番号は住民票コードに基づき付番される番号であり、機構では住民票コードの収録を進め、すでに収録済みの住民票コードを基に個人番号の収録作業を行うこととしている。そのため、下記のとおり、番号制度施行までに住民票コードの収録率向上のための取組を行うほか、番号制度導入時には個人番号の収録作業を行い、基礎年金番号と個人番号を紐付けることとしている。

1. 住民票コードの収録状況（平成25年3月時点）

（単位：千人）

	受給者	被保険者		
		計	1号・3号	2号
対象者数	38,411	58,253	26,728	31,526
収録者数	37,978	51,814	24,384	27,430
未収録者数	433	6,439	2,343	4,096
収録率	98.9%	89.0%	91.2%	87.0%

（注）外国人は調査時点で住民基本台帳制度上、住民票コードが未付番であったため未収録者に含まれている。（平成25年7月より付番）

2. 住民票コード収録率向上のための取組（～平成27年9月）

住民票コード未収録者に係る収録率向上のため、番号制度導入に向けて下記の取組を実施する。

（1）年金受給者

従前からの取組を継続し、「現況届」提出時に住民票コードの登録勧奨を行う。

（2）受給待機者

平成25年4月以降、未収録者に対する住民票コード収録作業を実施のうえ、収録できなかった方へは、本年8月以降収録状況のお知らせを活用した登録勧奨を実施している。

(3) 被保険者

①条件緩和による収録の実施（平成25年度中実施予定）

新たな資格取得や住所変更等の届出を契機として住基ネットとの4情報の突合を継続することに加えて、現在未収録となっている者全件について、本年中に突合条件を緩和した上で、改めて住基ネットとの4情報突合を実施し、収録することとしている。

（参考）突合条件の緩和

突合条件の変更	【具体例】緩和前	【具体例】緩和後
未対応の住基外字の省略	原簿：巨理郡巨理町逢隈田沢〇〇〇－△ 住基：巨理郡巨理町■隈田沢〇〇〇番地△	→ <u>巨理郡巨理町隈田沢〇〇〇－△</u> ※両住所から該当文字を削除
() 内の住所情報で「名寄せ」	原簿：美唄市南美唄町栄町南 住基：美唄市美唄字△△番地◆◆（南美唄町栄町南）	→ <u>南美唄町栄町南</u> → <u>南美唄町栄町南</u>
市区町村名まで及び以降の数字のみで一致判定	原簿：△△県〇〇市◆◆い153い154い155番地合併42 住基：△△県〇〇市◆◆い153、い154、い155番地合併42	→ <u>〇〇市</u> 15315415542 → <u>〇〇市</u> 15315415542

②「ねんきん定期便」を活用した住民票コード届出勧奨（平成26年度実施予定）

平成26年度に送付するねんきん定期便を活用し、未収録の者に対して住民票コードの登録をお願いすることとしている。

3. 番号制度導入時の取組（平成27年10月～）

(1) 被保険者、受給者、待機者

①初期突合（平成27年10月～12月）

収録済みの住民票コードにより住基ネットと突合し個人番号を収録する。

②追加収録（平成28年1月～）

初期突合の際、住民票コードが収録されていなかったため個人番号の収録ができなかった者については、下記のとおり届出勧奨等により追加収録を実施することを検討している。

（注）市町村・事業主への確認依頼に関しては、法令上、予算上の措置や総務省、事業主団体等との調整が必要。

対象者	勧奨方法	
	本人宛（実施時期）	市町村・事業主宛（実施時期）
1号	ねんきん定期便（平成28年度）	市 町 村（平成28年2月頃）
2号・3号	ねんきん定期便（平成28年度）	事 業 主（平成28年2月頃）
年金受給者	統 合 通 知 書（平成28年6月頃）	—

③受給待機者等に係る取組（平成29年1月～）

ねんきん定期便、統合通知書の送付対象とならない受給待機者等や上記②の取組によっても個人番号の申出がない未収録者に対しては別途、通知を送付し個人番号の申出を勧奨する。（検討中）

（2）新規加入者

平成28年1月の番号制度導入後に新たに年金制度に加入する者については、下表のとおり、基礎年金番号付番時に合わせて個人番号の収録も行うこととしている。

	取得時期・方法	
1号※	資格取得（種別変更）時	市 町 村（本人）
2号・3号	資格取得（種別変更）時	事 業 主（本人）
年金受給者	年金請求時	本 人

※国年20歳適用者については住基ネットから事前に個人番号と基本情報を合わせて取得する。

Ⅲ. 番号制度導入後の記録管理

1. 基本情報の取得等

(1) 基本情報の取得

氏名等の基本情報は個人番号をキーに住基ネットから取得するほか、本人からの届出に基づき取得する。

①住基ネットから取得する情報

・個人番号 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所

②本人からの届出に基づき取得する情報

・郵送先（居所） ・年金振込口座名義

（注1）新規加入などの際、個人番号と基礎年金番号の誤った紐付けをしないよう届書記載と住基ネットの氏名、生年月日、性別を突合する。

（注2）施設入居者など本人の実際の住所が住民票上の住所と異なる場合は、住民票住所に加え、本人の届出に基づき、郵送先（居所）を別に管理、業務に使用する。

（注3）基本情報の定義については別紙（P. 9）のとおり。

〔参考〕加入者・受給者・待機者の取扱い

既に年金に加入している者から各種届出がされた場合は、本人等が届け出た個人番号、生年月日と機構が管理する個人番号、生年月日を突合、本人特定したうえで届出を処理する。（届出の個人番号、生年月日と機構管理の個人番号、生年月日が一致しない場合は、本人等に確認する。）

(2) 更新

更新については、住民票情報の利用により、資格取得、年金裁定などを契機として随時に行うほか、総務省とも協議のうえ定期的に更新を行う。

（注）番号制度導入時に機構で管理する住所と住民票住所が異なっている場合は、機構で管理する住所は郵送先（居所）として取り扱う。

2. 記録管理

(1) 個人番号管理システム

①基礎年金番号と個人番号との紐付情報の管理

個人番号の導入に伴い、新たに『個人番号管理システム』を構築する。

②郵送物の送付先住所の管理

通知書等の送付先を住民票住所と異なる住所に送付することを希望される場合（施設入居者など）に対応するため、『郵送先住所』について管理する。

③既存システムとの連携

既存の社会保険オンラインシステムの基本情報は、個人番号管理システムから回付される情報を基に管理される。

(2) 仕様

個人番号管理システムの文字コードの水準、取扱文字数及び氏名・住所の管理文字数（桁数）を住基ネットの仕様に合わせることであり、個人番号管理システムで管理することで住基ネットの住民票情報と同じものを管理できる。

※個人番号管理システムでは外国人のアルファベット氏名についても管理可能とする。

※社会保険オンラインシステムでは、文字コードの水準、取扱文字数、氏名・住所の管理文字数（桁数）が住基ネットと異なるため、同じ情報を管理することはできない。

※システムで保有すべき情報の項目数が、今後増加することも想定されるため、新たに構築する個人番号管理システムでは一定程度の項目の追加にも対応できるように予備の領域を確保することとしている。

年金業務に必要な基本情報

情報	定義	取得方法		備考
① 個人番号	番号法に規定する「個人番号」	1号	市町村から届出	20歳付番時は住基ネットから系統的に取得
		2号・3号	事業主から届出	
		受給者	本人から届出	
② 基礎年金番号	厚生労働省令で規定する「基礎年金番号」	機構で付番		
③ 氏名(漢字)	住民基本台帳上の漢字氏名	住基ネットから系統的に取得		
④ 氏名(カナ)	住民基本台帳上のカナ氏名	住基ネットから系統的に取得		
⑤ 外国人アルファベット氏名(アルファベット)	住民基本台帳上のアルファベット氏名(アルファベット)	住基ネットから系統的に取得		
⑥ 外国人アルファベット氏名(カナ)	住民基本台帳上のアルファベット氏名(カナ)	住基ネットから系統的に取得		住民基本台帳に登録がある場合のみ
⑦ 外国人通称名(漢字)	住民基本台帳上の外国人通称名(漢字)	住基ネットから系統的に取得		住民基本台帳に登録がある場合のみ
⑧ 外国人通称名(カナ)	住民基本台帳上の外国人通称名(カナ)	住基ネットから系統的に取得		住民基本台帳に登録がある場合のみ
⑨ 生年月日	住民基本台帳上の生年月日	住基ネットから系統的に取得		
⑩ 性別	住民基本台帳上の性別	住基ネットから系統的に取得		
⑪ 住所	住民基本台帳上の住所	住基ネットから系統的に取得		
⑫ 郵送先(居所)	本人からの届出に基づく通知等の郵送先住所	本人から届出		市町村、事業主を経由した届出も可
⑬ 年金振込口座名義	年金の振込口座名義	本人から届出		受給者のみ

※個人番号は、事業主等が個人番号カード等により本人確認の上、届出たものを収録する。

※住基ネットから系統的に取得する場合は、年金事務所等での手入力は不要となる。

Ⅳ. 外国人の氏名管理について

1. これまでの取扱い

- 外国人の氏名について、社会保険オンラインシステムではアルファベット氏名の管理ができないため、カナ氏名で管理を行っているところである。
- しかしながら、外国人の本来の氏名はカナでない上、アルファベット氏名のカナ読みは一義的に決まるものではなく、複数の読み方が可能である。本人が年金記録上どのようなカナ表記で管理されているか十分把握していないと、裁定請求時などに本人の記録の判明が困難になるおそれがある。

2. 取組の現状

上記の課題に対応するためには、パスポートや住民基本台帳^(注)にも記載されているアルファベット氏名を管理することが有効であり、機構では下記の方法によりアルファベット氏名の管理を開始することとしたところである。

(注) 平成24年7月から住民基本台帳法が改正され、外国人についても登録の対象となった。

区分	対応方法	実施（開始）時期
市町村ルート （1号被保険者）	新規取得届にアルファベット氏名及び任意でカタカナを記入のうえ提出 （※住民票情報が基となるため、原則アルファベットにより届出が行われる。なお、カタカナについて記入がない場合、機構側で記入する。）	平成24年7月
事業主ルート （2・3号被保険者）	新規取得届と併せて「アルファベット氏名登録（変更）申出書」（任意）を提出	平成25年7月 （6月：納入告知書にて協力依頼文同封）

（参考１）事業主からのアルファベット氏名登録（変更）申出書の提出状況（２号・３号被保険者）

	7月分	8月分	9月分	10月分	計
届出受付件数	1,886件	2,502件	1,947件	2,166件	8,501件

（参考２）アルファベット氏名の収録率（１号被保険者）（25年7月末現在）

	対象者数（人）	収録者数（人） （うち住民票コード収録者数）	収録率 （住民票コード収録率）
外国人第１号被保険者	330,156	85,288 (57,882)	25.8% (17.5%)

※２号被保険者、３号被保険者については、事業主から外国人の有無などを必ず報告することとしていないため把握していない。

※住民票コードを収録した時点で、第１号被保険者から第２号または第３号被保険者に種別変更している者を含んでいる。

（参考３）記録管理システムの状況

- ・記録管理システムでは、被保険者氏名について、カナ（半角・25文字）と漢字（全角・12文字）で管理しているが、アルファベットに対応していない。このため、平成25年7月から、機構が把握したアルファベット氏名を「外国人氏名管理システム（外付けサーバ）」で管理することとした。これにより、住基ネットへの照会（氏名・生年月日・性別・住所）が日本人同様に可能となっている。
- ・一方、ねんきん定期便など機構が作成する書類での印字については、記録管理システムからの情報により行われるため、アルファベット氏名を届け出た外国人であってもカタカナ表示のままとなる。（この旨について機構HPにて周知をしている。）

3. 今後の対策

(1) 1号被保険者

平成24年7月から、原則、住民基本台帳に記載されている氏名となっているため、アルファベット氏名での届出となっている。

○既資格取得者（異動がない者）

今後、アルファベット氏名を提供してもらうよう協力を依頼する方向で検討中。

(2) 2号、3号被保険者

平成25年7月以降、アルファベット氏名の届出についてご協力いただいているところ、今後とも届出の必要性や意義について引き続き呼びかけることとしている。（平成25年11月の納入告知書に「お知らせ」を同封。）

また、今後、省令改正により、資格取得届等の提出の際のアルファベット氏名の届出について、資格取得届、健康保険被扶養者（異動）届（国民年金第3号被保険者関係届（資格取得、資格喪失、死亡））、氏名変更届と併せて、事業主から「アルファベット氏名」の届を提出することを26年4月から制度化することを予定している。

なお、平成26年4月の制度化に向けて、本年11月より経済団体への事前説明及び協力要請を実施することとしている。

<今後のスケジュール（予定）>

25年12月 パブリックコメント

26年 3月 省令改正

26年 4月 実施

（参考）電子申請（e-Gov）及び電子媒体申請（届書作成プログラム）についても、26年4月から提出できるよう対応する。

○既資格取得者（異動がない者）

引き続き、算定基礎説明会のほか納入告知書にお知らせを同封する等により、事業主等に「アルファベット氏名」の届出の提出を呼びかける。

（参考）個人番号導入後の対応（予定）

○個人番号導入（平成28年1月）までに、アルファベット氏名が収録できなかったため住民票コードが紐付かなかった外国人については、平成28年に日本人と同様に本人等への個人番号の照会を行い、個人番号を届け出ていただく。

○その際、外国人はアルファベット氏名についても合わせて届け出ていただき、個人番号及び基本情報（アルファベット氏名含む）をキーに住基ネットと突合の上、個人番号及びアルファベット氏名を収録することで対応する。